

平成十二年通商産業省告示第五百七十八号（ガス事業法施行規則第二百二条第十号の規定に基づく
ガス漏れ警報器の規格及びその設置方法）

制定：平成十二年九月二十七日 通商産業省告示第五百七十八号
施行：平成十二年十月一日

改正：平成十二年十二月二十七日 通商産業省告示第九百八号
施行：平成十三年一月六日

改正：平成二十九年三月三十一日 経済産業省告示第七十九号
施行：平成二十九年四月一日

改正：令和元年七月一日 経済産業省告示第四十六号
施行：令和元年七月一日

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百八条第十号の規定に基づき、ガス漏れ警報器の規格及びその設置方法を次のように定め、平成十二年十月一日から施行する。なお、自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置方法を定める告示（平成七年通商産業省告示第百十号）は、廃止する。

第一条 この告示においてガス漏れ警報器とは、ガス漏れを検知し、ガス漏れの発生を警報音及び表示灯により警報するとともに、信号を発するもの若しくはガス漏れを検知し、信号を発するもの又はガス漏れを検知し、ガス漏れの発生を警報音又は表示灯により警報するものをいう。

第二条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二百二条第十号に規定するガス漏れ警報器（液化石油ガスを検知の対象とするものを除く。第三十号において同じ。）の規格は、次のとおりとする。

- 一 確実に作動し、かつ、取扱い及び保守点検が容易にでき、長時間の使用に耐えるものであること。
- 二 不燃性又は難燃性を有する外かくで覆われていること。
- 三 外かく、ブザー、変圧器等に使用される金属は、耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施したものであること。
- 四 壁、天井等に確実に固定でき、かつ、容易に交換できる構造であること。
- 五 通常の使用状態において、水滴が浸入しにくい構造であること。
- 六 通電状態にあることを容易に確認できること。
- 七 警報音（警報音により警報する機能を有するものに限る。）の音圧は、前方一メートル離れた箇所で七十デシベル以上であること。
- 八 警報表示灯（表示灯により警報する機能を有するものに限る。）は、周囲の明るさが三百ルクスの状態において、前方三メートル離れた箇所で点灯していることが明らかに識別できるものであること。

- 九 調整機能を有する部分は、調整後変動しないような措置が講じられており、かつ、露出しないような構造であること。
- 十 ガスを検知する部分は、防爆性能を有する構造であること。
- 十一 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの電圧がかかったときに五メガオーム以上であること。
- 十二 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、定格電圧が六十ボルト以下のものにあつては五百ボルト、六十ボルトを超え百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、百五十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値の電圧が一分間かかったときに、十分なものであること。
- 十三 電流が通過する部分（電線を除く。）で、すべりの部分又は可動軸の部分には、接触不良を起こさないための適切な措置が講じられていること。
- 十四 充電部に人が容易に触れるおそれのある場合には、当該充電部が外部から十分保護されていること。
- 十五 定格電圧が百五十ボルトを超えるものの金属性の外かくには、接地端子が設けられていること。
- 十六 電磁継電器の接点は、密閉構造で、かつ、外部負荷と兼用されていないものであること。
- 十七 電源変圧器は、日本産業規格C六四三六（一九九五）電子機器用小型電源変圧器に準ずるものであり、かつ、最大使用電流に連続して耐える容量を有するものであること。
- 十八 電源電圧が定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲で変動したとき、使用上支障のある影響を受けないものであること。
- 十九 通常の使用状態において発生する衝撃電圧により使用上支障のある影響を受けないものであること。
- 二十 通常の使用状態において、零下十度から五十度までの温度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。
- 二十一 通常の使用状態において、温度が三十五度から四十度までの間で、かつ、湿度が八十五パーセント以上の状態にさらされたとき、使用上支障のある影響を受けないものであること。
- 二十二 通常の使用状態における衝撃及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。
- 二十三 通常の使用環境において発生する腐食性のガスにより使用上支障のある影響を受けないものであること。
- 二十四 通常の使用環境において発生する粉じんにより使用上支障のある影響を受けないものであること。
- 二十五 ガスの濃度が爆発下限界の四分の一以上のときに確実に作動し、二百分の一以下のときに作動しないものであること。
- 二十六 爆発下限界の四分の一以上の濃度のガスにさらされているときは、継続して作動するものであること。
- 二十七 警報又は信号を発する濃度のガスに断続的にさらされたとき、使用上支障のある影響を受けないものであること。
- 二十八 通常の使用状態において、調理等の際に発生する湯気、油煙、アルコール、排気ガス等によって容易に警報及び信号を発しないものであること。
- 二十九 警報又は信号を発する濃度のガスに接したとき、六十秒以内に警報又は信号を発するものであること。

三十 ガス漏れ警報器には、次に掲げる事項が容易に消えないように表示されていること。

- イ 型式名又は型式番号
- ロ 製造年月
- ハ 製造番号
- ニ 製造事業者の氏名又は名称
- ホ 適用すべきガス
- ヘ 定格電圧
- ト 定格周波数
- チ 定格消費電力
- リ 標準遅延時間（ガス漏れ信号を発する濃度のガスを検知してから信号を発するまでの標準時間をいう。）
- ヌ 出力信号の種類（信号を発するものに限る。）
- ル 取扱方法の概要及び取扱いに当たっての注意事項

第三条 液化石油ガスを検知の対象とするガス漏れ警報器の規格は、当該ガス漏れ警報器が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四条 ガス事業法施行規則第二百二条第十号に規定するガス漏れ警報器のガスを検知する部分は、燃焼器が設置されている室内であって、天井の室内に面する部分（天井がない場合にあつては、上階の床の下面。以下「天井面等」という。）又は壁面の次の各号に適合する点検に便利な場所（出入口付近等外部の気流が流通する場所、換気口等の空気吹き出し口から一・五メートル以内の場所、燃焼器の排気ガスに触れやすい場所等ガス漏れを有効に検知できない場所を除く。）に設置されていること。

一 ガスの空気に対する比重が一より小さい場合には、次のイからハまでによること。

- イ 燃焼器から水平距離で八メートル以内に設置されていること。ただし、天井面等が〇・六メートル以上突出したはり等により区画されている場合には、当該はり等より燃焼器側に設置されていること。
- ロ 燃焼器が設置されている室内で、天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器から最も近い吸気口（当該燃焼器と吸気口との間の天井面等が〇・六メートル以上突出したはり等によって区画されている場合の当該吸気口を除く。）の付近に設置されていること。
- ハ ガスを検知する部分の下端は、天井面等の下方〇・三メートル以内の位置に設置されていること。

二 ガスの空気に対する比重が一より大きい場合には、次のイ及びロによること。

- イ 燃焼器から水平距離で四メートル以内に設置されていること。
- ロ ガスを検知する部分の上端は、床面の上方〇・三メートル以内の位置に設置されていること。

三 その他ガスの性状等に応じ、ガスの漏えいを確実に検知できるように設置されていること。